

**次期SIP課題候補**  
**「スマートインフラマネジメントシステムの構築」**  
**第3回検討タスクフォース 説明資料**



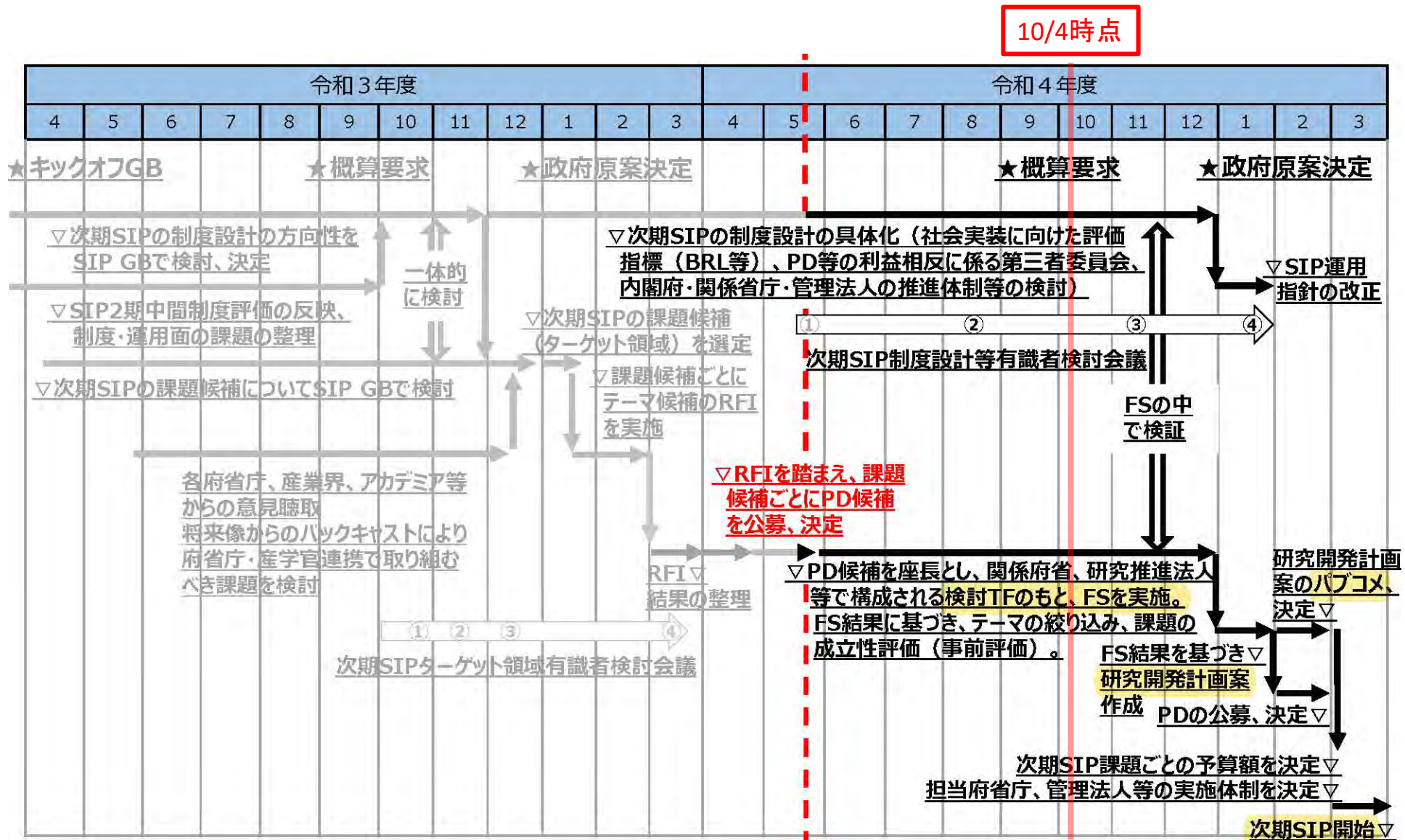
**TFの予定とアウトプットについて**

---

**令和4年10月4日**

**内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局**  
**インフラ・防災グループ**

# 1. 次期SIPのFSのスケジュール



# 2. TF (スマートインフラ) のスケジュール

実施項目		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検討タスクフォース		6/27第1回TF (キックオフ)	8/9 第2回TF (個別調査テーマ 1次案提示)		10/4 第3回TF (基礎的調査結果、 個別調査テーマ 2次案提示)		11/29第4回TF (個別調査結果、 (個別調査テーマ 最終案提示)	12/15第5回TF (研究開発計画 素案の提示)		1/XX GB(研究開発計画案) パブコメ	研究開発計画案決定
		府省庁 個別調整WG	第1回		第2回	第3回					
FS実施方針作成			1.0版作成	必要に応じ、改定							
調査 分析	基礎的調査 (社会課題、技術動向分析等)	公募・審査		契約	基礎的調査 中間報告						
	個別調査 (技術実現性、事業性、社会受容性等)				個別調査 中間報告						
社会実装戦略検討							実装イメージの具体化、各種計画への記載検討				
研究開発計画案 (体制、イメージ含む)							素案作成(実施計画、体制)		GB意見、パブコメ等を踏まえた修正		

次期S I Pの各課題候補に係る検討タスクフォース（検討T F）  
の設置について（案）

令和4年5月26日  
ガバニングボード

## 1 趣旨

令和5年度から実施予定の次期の戦略的イノベーション創造プログラム（次期S I P）に向けて、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）に基づき、我が国が目指す社会像（Society 5.0）からバックキャストによる検討を行い、昨年12月末にガバニングボードで15の課題候補を選定した。

本年1月～2月には、次期S I Pの各課題候補について取り組むべき研究開発テーマの情報提供依頼（R F I）を実施したところ、産学官の幅広い関係者から、1,000件近い応募があった。

本年4月には、R F Iで情報提供いただいた内容を踏まえ、各課題候補のフュージビリティスタディでの検討をリードするプログラムディレクター（P D）候補の公募を行い、今般、ガバニングボードで選定した。

今後、各課題候補について、P D候補を座長として、関係する有識者、関係府省庁、研究推進法人等で構成される検討タスクフォースを設置し、R F Iの結果を参考として、次期S I Pで取り上げるべき研究テーマについて技術面・事業面からのインパクトや実現性等を踏まえた検討を行い、研究開発計画の案を作成する予定である。

このため、ガバニングボードの下に、別紙1の構成案にて、各課題候補に係る検討タスクフォース（検討T F）を設置することとする。

## 2 検討事項

各課題候補に係る検討T Fは、次に掲げる事項について、調整・検討を行う。

- (1) F Sの実施方針の作成（別紙2）
- (2) 課題候補全体の基礎的調査の検討・実施
- (3) F Sの対象とする個別テーマ及びその調査方法の検討、個別テーマの技術実現性・事業性・社会受容性調査の実施
- (4) 課題候補に係る社会実装戦略の検討
- (5) 課題候補に係るプロジェクト実施体制の検討
- (6) 課題候補に係る研究開発計画案の作成
- (7) 課題候補のコンセプトを示すイメージ図の作成

## 3 構成及び運営

- (1) 検討T Fの座長は、P D候補が務める。
- (2) 座長が検討T Fに出席できない場合は、あらかじめ座長の指名する構成員（座長代理）がその職務を代理する。

- (3) 検討TFは、座長が召集する。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、検討TFの構成員の参加対象を限定し、また、構成員以外の者を検討TFに出席させることができる。
- (5) 検討TFにおける調整が不調の場合、最終的な判断は座長が事務局と相談の上、行う。
- (6) 検討TFは原則として非公開とする。ただし、座長が会議を公開することが適当であると判断したときは、この限りではない。
- (7) 座長は、検討TFにおける審議の内容等を議事録その他の適当な方法により公表する。ただし、座長が審議の内容等を公表しないことが適当であるとしたときは、検討TFの決定を経てその全部又は一部を非公表とすることができる。
- (8) 検討TFの運営は研究推進法人から調査分析機関等に対し業務支援を含め委託等をできることとする。
- (9) 上記のほか、検討TFの運営に必要な事項は、座長が内閣府と相談の上、定める。

#### 4 設置期間

令和4年の課題候補の検討TF設置日～令和5年3月31日まで。

#### 5 事務局

検討TFの事務局は、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局各課題候補担当が務める。